

総務政策委員会記録

開会年月日	平成 25 年 3 月 18 日
開会時刻	午後 0 時 58 分
閉会時刻	午後 1 時 50 分
出席委員名	◎佐之井久紀 ○福井 輝夫 野口 佳子 辻 孝記
	長田 朗 中川 幸久 浜口 和久 宿 典泰
	長岡 敏彦
	杉村 定男議長
欠席委員名	
署名者	野口 佳子 辻 孝記
担当書記	津村 将彦
審議議案	議案第 13 号 平成 24 年度伊勢市一般会計補正予算（第 9 号）中 総務政策委員会関係分
	議案第 20 号 平成 24 年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 25 号 伊勢市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について
	議案第 26 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について（総務政策委員会関係分）
	議案第 27 号 伊勢市職員給与条例の一部改正について
	議案第 28 号 伊勢市職員退職手当支給条例等の一部改正について
	議案第 35 号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について
	管外行政視察について
説明者	総務部長、総務部理事、総務課長、戸籍住民課長
	情報戦略局長、行政経営課長
	環境生活部長、環境生活部参事
	会計管理者、消防長、消防次長 ほか関係参与

審議の経過

佐之井委員長が開会を宣言し、会議録署名者に野口委員、辻委員を指名した。

ただちに議事に入り、去る3月4日の本会議において審査付託を受けた「議案第13号 平成24年度伊勢市一般会計補正予算（第9号）中 総務政策委員会関係分」を含む7件について審査し、いずれも全会一致で可決すべしと決定した。

その後、「管外行政視察について」を協議し、視察先、視察項目、日程を決定し委員会を開会した。

開会 午後 0時58分

◎佐之井久紀委員長

ただいまから総務政策委員会を開会します。

本日の出席者は全員でありますので会議は成立をしております。

それでは会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において指名いたします。

野口委員、辻委員の御両名にお願いをします。

本日、御審査いただきます案件は、去る3月4日の本会議におきまして総務政策委員会に審査付託を受けました「議案第13号 平成24年度伊勢市一般会計補正予算（第9号）中、総務政策委員会関係分」ほか6件、及び「管外行政視察について」の計8件であります。

詳細はお手元に配付の一覧表のとおりでございます。

お諮りをいたします。審査の方法につきましては委員長に一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎佐之井久紀委員長

異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

また委員間の自由討議につきましては、申し出がありましたら随時行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【議案第13号 平成24年度伊勢市一般会計補正予算（第9号）中、総務政策委員会関係分】

◎佐之井久紀委員長

それでははじめに「議案第13号 平成24年度伊勢市一般会計補正予算（第9号）中、

総務政策委員会関係分について」を議題とします。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

補正予算書の 36 ページを開いてください。

36 ページ、37 ページの「款 1 議会費」を款一括で審査願います。御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

発言もないようですので「款 1」を終わります。

次に「款 2 総務費」の御審査をお願いします。「款 2 総務費」の審査は項単位でお願いをいたします。

38 ページから 47 ページにかけまして「項 1 総務管理費」の審査をお願いいたします。

なお 46 ページ、47 ページの「目 25 交通対策費」については産業建設委員会の所管費目でありますので、審査を除きます。御発言はありませんか。浜口委員。

○浜口和久委員

すいません。40 ページ、41 ページのところで「款 2 総務費」「項 1 総務管理費」ということで電算事務管理費のところで少しお尋ねをさせていただきます。

この電算管理費というふうな状況の中で補正額、これを足しますと 1 億 5,594 万なにかしですか、それぐらいの減額補正となって大きな減額になっております。

電算の部分につきましては私が平成 23 年度の予算でしたですかね、そこらへんのところからずっとちょっと追いかけているものですから、少しここの部分で聞かせていただきたいと思います。

この中で節の欄を見てみますと、委託費で 1 億 4,881 万 4,000 円、これが主なものでありまして、あと備品購入が 463 万 2,000 円ですか。

この減額についてはこんなものかなというふうな感じに思うところですが、事業費別に見てみますと住民情報システム管理費、これで 4,920 万 2,000 円、行政情報システム管理費で 9,980 万 6,000 円の減額ということになっておりますが、これ昨年度、23 年度の主要事業というのは確か、住民情報システムの更新であって、平成 24 年度は行政情報システム管理経費、ここのネットワークのところの主であると認識していたのですが、終わっている、済んだつむりの住民情報システムでも、ちょっとこれ差額が出てきておりますので、まずここのところを少し、内容を確認させていただけますでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

総務課長。

●北一晃総務課長

お答えいたします。

今回、主に委託料の減額をお願いいたしておりますが、そのうち御指摘がございました住民情報システム管理経費につきましても、4,763万1,000円の委託料を減額させていただいております。

ここの部分につきましては委員の御理解のとおり、住民情報システムの更新の大部分はその前年度、23年度に終えておりましたが、一部残りの部分につきまして住民基本台帳の台帳法の改正とか、いくつかは24年度に予定しておりました。

その分を年度末に前倒しで執行できた分が出てまいりましたので、約800万円が不用額となりました。更新経費の減額の要因はこの分でございます。

ですのあと、差額で大きな部分を占めますのは税等の各種の印刷物、各種帳票の作成業務、あと資料情報の読み取りの業務やデータ入力のパunch業務等を委託する部分の経費の減でございます。

こちらは旧のシステムにおきましては印刷業務を一括して電算事業者に委託しておりましたものを、今回、別に入札を行いましたことなどから約4,000万円の減額となったものでございます。以上でございます。

◎佐之井久紀委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

分かりました。

ということは大体、住民情報システムのほうは粗方済んでいた、その残りの部分、それプラスアルファ、入力の部分というのですかね、そういった部分であろうかと思いません。

これは大きな部分で言いますと、こちらのほうになるのですかね、行政情報システム管理、こちらのほうについて少しちょっとお尋ねをさせていただきます。

こちらは合併後初めてのネットワークの更新、合併前は旧市町村でばらばらになっていたというふうな状況でございました。

それを途中でいったん繋いでいるのですが、その初めてのネットワークの更新、再構築を行ったというふうな状況になりまして、競争調達によって予算額を大きく下回る、そういった形になったとそういうふうに理解してよろしいですか。

◎佐之井久紀委員長

総務課長。

●北一晃総務課長

はい。委員のおっしゃいましたとおりでございます。

◎佐之井久紀委員長
浜口委員。

○浜口和久委員

簡潔な御答弁ありがとうございます。

それではこのネットワークの更新の結果につきましてちょっと説明をしていただきたいなと思います。

私の認識ですと、伊勢市のネットワークの回線は平成17年の合併の時、この時には旧4市町村の構成を基にほとんど手を入れずに全体を繋いで、周りはずっと手を繋いだというふうな状況かなというふうに思います。

それに対しましては、相互接続するような形で構築されていたので、余分な維持経費がかかるというふうな回線の構図になっていたのかなと。

またその反面で聞かせてもらうところによりますと、故障があった場合に予備的な対応、対策ですね、冗長化というふうな言葉になるそうですが、これが必要なところでできていなかったりというふうな状況であったというふうに聞いておりますが、今回このような状況を整理することがある程度うまくできたのかなというところは今回ちょっと気になっている部分でございます。

経費が安く済みますと、どうしても今度はその効果のほうがちやんとできているのかなというふうな部分が気になりますので、教えていただけますでしょうか。

◎佐之井久紀委員長
総務課長。

●北一晃総務課長

お答えいたします。

今回のネットワークの更新は建物間を繋ぎますワイドエリアネットワーク、WAN構成というのですけれども、建物間を繋ぐ回線を、本庁と総合支所間では回線の事業者を別にしながら、光の専用回線1回線と、閉域網サービス1回線の2回線というように整理いたしまして、それぞれを住民情報と行政情報系の2つの仕事を、論理分割、バーチャルLANという技術なのですけれどもそれを使いながら2通り使えるような形で構築しております。

これによりまして経費の削減を図ると共に障害発生時でも回線を維持できる、委員言われました冗長化ということを実現しております。以上でございます。

◎佐之井久紀委員長
浜口委員。

○浜口和久委員

分かりました。

事業者を別として2回線ということですから、不測の事態が、まあ言ったら故障とかそういった場合にもう1つの回線が使えるというふうな状況でよろしかったわけですね。

それでは、その経費の削減とともに冗長化についてということ、これも出来上がったということですが、他に危機管理の面、そういうのはどのようになっているか、例えば言いますと今、2年前の3.11から、地震発生とかそういった部分でこういった精密な機械に対してもかなりその危機管理ができていて、できていないというふうな部分が気になりますので、そこらへんはどうでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

総務課長。

●北一晃総務課長

危機管理の対策、災害対策といたしましては、各総合支所のサーバーラックにつきまして今回免震化を行いました。

あと、御菌総合支所のサーバーにつきましては、以前は1階にございましたものを3階に移設をいたしました。

合わせて他の津波浸水地域と思われる施設のネットワークの機器につきましては、2階もしくは1階でも高い位置のほうへ移設をいたしまして、危機管理対策を行っております。以上でございます。

◎佐之井久紀委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

ありがとうございました。

それではこの管理経費、これは安いにこしたことはないのですが、やっぱり必要などころには金をかけてもらわなければいけないというふうな部分がございます。

そういった中で安定して稼働していただきますよう、進めていただけるようお願いをいたします。終わっておきます。

◎佐之井久紀委員長

他に発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

発言もないようですので、これで「項1 総務管理費」を終わります。

次に48ページ、49ページを見てください。「徴税費」の審査をお願いします。御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

発言もないようですので、「項2」を終わります。

次に50ページ、51ページです。「項3 戸籍住民基本台帳費」の審査をお願いします。
御発言はありませんか。浜口委員。

○浜口和久委員

この部分でもちょっと電算のことになるのですが、大事業2、中事業2の戸籍住民システム管理経費につきまして、ここでもこの減額が当初の24年度の予算からいきますと、減額幅が57.5パーセント、かなり減額できております。

ここの経費なのですが、戸籍住民システム、これも更新をされたというふうな状況に聞いておりますが、これは競争調達、競争入札に変えたことによって減額になったというふうに解釈してよろしいですか。

◎佐之井久紀委員長

戸籍住民課長。

●河原田篤子戸籍住民課長

委員おっしゃるとおりでございます。

◎佐之井久紀委員長

簡潔にお答えいただきましてありがとうございます。

そうしますと、この入札の仕様書においてどのような項目があって、その中でも、これだけの減額になっておりますので、大きく減額となったものはどのようなものがありますか。主なものをちょっとお願いできますでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

戸籍住民課長。

●河原田篤子戸籍住民課長

それでは主なものを申し上げます。

戸籍システムの更新業務委託料が2,123万4,000円。それから戸籍システム保守点検の委託料が365万1,000円。戸籍システムデータ抽出業務委託料で5,503万2,000円の減額となっております。

◎佐之井久紀委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

分かりました。

これ大きなものを挙げていただいたのですが、データ抽出の部分、これはやはりかなり大きかったのかなというふうに思います。

以前にも言わせていただきました。前のところでも以前に言わせていただいたのが、データ抽出するだけで予算を1億2,000万も盛っていたというふうな状況でございまして、これだけ減額になったというふうなことはありがたいことなのですが、これまた更新する時にデータ抽出をしなければならないという、その時に同じ業者が取ってくれたら安かった、違う業者が取ったら高くなったとか、いろんな部分が出てこようかと思えます。

そういった中で、次の更新時に備えてどのような、今回の落札業者と契約になっているかその内容を聞かせていただけますでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

戸籍住民課長。

●河原田篤子戸籍住民課長

入札の際にまず、次期システム更新に伴う業務引き継ぎに関する事項ということで、そのことを盛り込んで入札のところでは仕様書に上げさせていただきまして、それから契約の際にも同じように次期システム更新に伴う業務引き継ぎに関する事項ということで、データ移行や業務引き継ぎについては保守業務の中で一貫してそれを行うものとするという旨と、それから次期システム移行のためのデータ抽出がスムーズに行うことが可能な仕組みを装備するよというということで、契約の中に盛り込んでおります。以上でございます。

◎佐之井久紀委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

ありがとうございます。

と言いますと、今度の契約というふうな状況の中には、入札になっていますから、違う業者が落としても、こんな高額な形で予算を上げなくてもデータ抽出まできちんとその委託業務の中でやっていただけるというふうな契約になっているということですね。

◎佐之井久紀委員長

戸籍住民課長。

●河原田篤子戸籍住民課長

そういうことだと思っております。

次の時にはそんなにかからなくできると思っております。

◎佐之井久紀委員長

他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

ないようでございますので、「項3 戸籍住民基本台帳費」をこれで終わります。

次に52ページを開いてください。52ページ。「項4 選挙費」の審査をお願いいたします。選挙費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

なしということでございます。「項4」を終わります。

次に54ページ、55ページの「統計調査費」をお願いいたします。御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

御発言もないようですので、「項5」をこれで終わります。

次に56ページ、57ページの「項6 監査委員費」をお願いいたします。御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

発言もないようですので、「項6」をこれで終わります。

以上で「款2」の審査を終わります。

70ページを開いてください。

70ページ、71ページ。「款3 民生費」、「項5 人権政策費」を項一括で御審査をお願いいたします。御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

御発言もないようですので、これで「項5」を終わります。

次に82ページ、83ページを開いてください。「款5 労働費」、「項1 労働諸費」、「目

2 緊急地域雇用対策事業費」、「大事業1 緊急雇用創出事業」のうち、「中事業2 治安・防災関連雇用対策事業」及び「中事業7 情報通信関連雇用対策事業」の審査をお願いいたします。中事業2と中事業7です。御発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎佐之井久紀委員長

御発言もないようでありますので、これで「款5 労働費」の「項1 労働諸費」中、当委員会関係分を終わります。

次に114ページから117ページにかけまして、「款10 消防費」でございますが、これは款一括で審査をお願いいたします。御発言はありませんか。「款10 消防費」です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎佐之井久紀委員長

御発言もないようですので、「款10」をこれで終わります。

次に138ページを開いてください。138ページ、139ページ、「款13 公債費」の御審査を一括でお願いします。御発言ありませんか。公債費です。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎佐之井久紀委員長

御発言もないようでありますので「款13」を終わります。

以上で歳出の審査を終わります。

14ページに戻ってください。

次に歳入の審査に入ります。14ページです。

歳入の審査は、款単位でお願いしたいと思っておりますので、まず14、15ページの「款1 市税」の審査をお願いいたします。御発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎佐之井久紀委員長

御発言もないようですので、これで「款1」を終わります。

次に「款2 地方譲与税」、「款9 国有提供施設等所在市町村助成交付金」、それから「款10 地方特例交付金」、「款11 地方交付税」、「款12 交通安全対策特別交付金」、それから16ページ、17ページに入りますが、「款13 分担金及び負担金」まで、これ全部一括で審査をお願いいたします。御発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎佐之井久紀委員長

発言もないようですので、「款 2」から「款 13」までをこれで終わります。

次に 16 ページから 18 ページにかけて「款 14 使用料及び手数料」の審査をお願いいたします。御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

発言もないようですので、これで「款 14」を終わります。

次に 18 ページから 23 ページにかけて「款 15 国庫支出金」の審査をお願いいたします。御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

発言もないようですので「款 15」をこれで終わります。

次に 22 ページから 27 ページにかけて「款 16 県支出金」の御審査をお願いいたします。県支出金です。御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

発言もないようですので「款 16」を終わります。

次に 26 ページから 29 ページにかけての「款 17 財産収入」、「款 18 寄付金」、「款 19 繰入金」、「款 20 繰越金」までを、これ全部一括でひとつお願いをいたします。御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

発言もないようですので、「款 17」から「款 20」までをこれで終わります。

次に、28 ページをお開きください。28 ページから 35 ページにかけての「款 21 諸収入」、及び「款 22 市債」をこれも一括でひとつ審査をお願いいたします。御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

発言もないようですので「款 21」、「款 22」をこれで終わります。

以上で歳入の審査を終わります。

補正予算の1ページへ戻ってください。1ページです。条文です。

1ページの条文の審査です。条文の審査は条文一括でお願いします。御発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

御発言もないようですので条文の審査をこれで終わります。

以上で議案第13号の審査を終わります。

審査を終わりましたが、自由討議の申し出が、もし自由討議がありましたらひとつここでお願いいたします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

それでは次に、討論に入りますが、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

討論なしということでございます。

それではこれで討論を終わります。

お諮りをいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時 22分

再開 午後 1時 22分

◎佐之井久紀委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それではお諮りをいたします。

「議案第13号 平成24年度伊勢市一般会計補正予算(第9号)中、総務政策委員会関係分」につきましては、原案どおり可決すべしと決定しまして御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

異議なしと認めます。

よって「議案第 13 号中、総務政策委員会関係分」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

〔議案第 20 号 平成 24 年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）〕

◎佐之井久紀委員長

次に、補正予算書の 299 ページを開いてください。

299 ページから 311 ページにかけての「議案第 20 号 平成 24 年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

歳入、歳出、条文を全部一括で審査をお願いいたします。御発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎佐之井久紀委員長

御発言もないようですので、「議案第 20 号」の審査を終わります。

自由討議でございますが、どなたかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎佐之井久紀委員長

なしということでございますので、それでは次に討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎佐之井久紀委員長

ないということでございますので、これで討論を終わります。

採決いたします。

休憩します。

休憩 午後 1 時 24 分

再開 午後 1 時 24 分

◎佐之井久紀委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それではお諮りをいたします。

「議案第 20 号 平成 24 年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）」につきましては、原案どおり可決すべしと決定しまして御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎佐之井久紀委員長

異議なしと認めます。よって「議案第 20 号」につきましては原案どおり可決すべしと決定いたしました。

【議案第 25 号 伊勢市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について】

◎佐之井久紀委員長

条例の審査に入ります。条例でございます。

条例等議案書の 1 ページを御覧ください。

1 ページから 2 ページにかけて、「議案第 25 号 伊勢市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について」を議題とします。御発言はありませんか。長田委員。

○長田朗委員

この条例が可決された暁にと言いますか、その後の予定についてちょっとお聞かせいただきたいのですけれども、この条例自体は締結とか変更、廃止というのが議決すべき事柄ということで、それをうたうということで分かるのですけれども、今後決めていく共生ビジョンというのですか、そういうものの内容については、これはどういうふうな形で、議会ではなくて何かこう懇談会、懇話会みたいなものをつくっていくのか、委員会みたいなものをつくるのか、どういう形で進んでいくのかという、その点をお聞かせいただけますでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

行政経営課長。

●大西要一行政経営課長

定住自立圏構想の今後の進め方ということでございますが、今後、連携市町と協定を結んだ後、共生ビジョンの作成に入らせていただきます。

この際に民間の方、関係の方に入っていていただいてビジョンを作らせていただいて、パブリックコメント、若しくは広報等で周知のほうはさせていただいて、ただこれは 1 回

作ったらそれで終わりではなくて、毎年度その委員の方々の御意見をいただいて更新をさせていただくというものでございまして、基本は5年間ということでございます。

◎佐之井久紀委員長
長田委員。

○長田朗委員

それについては中心市の宣言をした伊勢市がそういう呼びかけをして、何か作っていくということによろしいのですね。その相手の提携市町は関係なく、こちらの側で作っていくということですか。

◎佐之井久紀委員長
行政経営課長。

●大西要一行政経営課長

作成に当たりましては中心市が作るとなっております。ただ連携市町にも配慮させていただいて作るということになっております。

今後、連携市町を確定するために担当者レベル等の協議を重ねて、協定を結んだ相手さんとビジョンを作っていくという流れになります。以上でございます。

◎佐之井久紀委員長
長田委員。

○長田朗委員

分かりました。

それで、その共生ビジョンについては、先ほど1年1年でという話もあったのですが、その1つ作った場合、概ね単年度で見直しはあるとしても、進行状況とかいろんなものが、概ね3年とか5年とかそういうような決め方をして締結を結ぶということによろしいでしょうか。

◎佐之井久紀委員長
行政経営課長。

●大西要一行政経営課長

具体的なビジョンにつきまして今後ということなるのですが、基本的に5年間を見込んでビジョンを作成させていただくというものでございます。

◎佐之井久紀委員長
長田委員。

○長田朗委員

これも、ものすごく基本的なことでちょっと教えて欲しいのですけれども、1対1で締結をしていくという話でしたね。

それで1対1でする中で、提携市町との関係によっては多少その関係で違うものになる可能性というのはあるのか、それともやっぱりその共生ビジョンとしては統一したもので提携していくという考えなのか、そのへんもお聞かせいただけますでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

行政経営課長。

●大西要一行政経営課長

個々の取り組みも今後の協議ということにはなろうかと思えます。

ただ、協定を重ね合わせたものが定住自立圏という形になりますので、ビジョンは、協定を踏まえたものをビジョンとして作成させていただこうと思っております。

◎佐之井久紀委員長

長田委員。

○長田朗委員

そうしますと各提携市町と話し合いをしながら1つのものを作って、それを各提携市町が同じ形のものを共有して進めていくという考えでしょうか。ちょっとよく分からなかったのです。

◎佐之井久紀委員長

行政経営課長。

●大西要一行政経営課長

個々の取り組みが最終、協定という形で、協定につきましては中心市と関係市町ということになるのですが、そこでどういう取り組みをしていくのか、それは1対1でございます。

ただ同じことを複数の市町とやることもございますが、基本は1対1ですので、1つをやったら、例えば連携市町全部と一緒にことをしなければならないということではございませんので、1対1の関係で複数のこともやりますし、例えば単体のものもございまして、1つの事業が複数市町であることもあれば、1市町とやることも、ものによってはあると思えます。

今後、協定を作っていく中の協議の中で、今後進めたいと思っております。以上でございます。

◎佐之井久紀委員長
長田委員。

○長田朗委員

ということは定住自立圏構想の将来ビジョンのようなものは全部共有するけれども、個々の関係によってその地域性とか考えて、細かい部分については多少の違いが出てくるような形で進んでいくということによろしいですね。

◎佐之井久紀委員長
課長。

●大西要一行政経営課長

御質問の、例えば取り組みに対して、中心市と複数市町が同じ取り組みをする場合ですと、例えば同じ業務を、例えば中心市を中心に2つの市町が連携するという事になれば、事業としては同じものであれば一緒のものになりますし、違うものであれば違うことになるのですが、協議の中で、基本は中心市と結ぶことですので、よく似たものは同じ形でということになろうかと思いますが、基本は1対1でさせていただきたいというふうに考えております。

◎佐之井久紀委員長
長田委員。

○長田朗委員

今後の取り組みについてということで、今いろいろ聞かせていただいて、これから伊勢が中心となって、もちろん中心市ですので、いろいろ物事を進めていくということで非常に重要な位置にいると思います。

これはしっかりとリーダーシップを取りながら、物事を決めていくことになろうかと思うのですが、これ実際2月の25日に既に宣言しましたよね。

これはまず宣言をしたと。2月25日。

その時に例えば想定されている他2つの市と幾つかありましたね、町については。そこについては伊勢が宣言した2月25日というのは、皆さん、首長としては新聞を見て知ったというふうな感じなのですか。

それとも事前に、宣言しますよ、これから頑張ってやっていきましょう、みたいな、そういう何と言うのですか、そのスクラムを組んだみたいな部分もあるのですか。そのへんはいかがですか。

◎佐之井久紀委員長
行政経営課長。

●大西要一行政経営課長

この構想を進めるに当たっては、三重県の伊勢県民センターの方の御協力をいただきまして、関係、企画の担当課長ですか、集まる会議もございまして、以前から勉強させていただいて進めてきました。

それで昨年の11月ですかね、私共と県民センターさんで、各市町を回らせていただきまして、首長さんの御意向という形で確認もさせていただいた状況でございます。

◎佐之井久紀委員長

他にございませんか。宿委員。

○宿典泰委員

大方のことは今、長田委員からの御質問で分かったわけなのですけれども、いろんな考え方があって協定まで持っていかれるというのはあると思うのですけれども、私は逆に、定住自立圏構想のこの総務委員会で、そういうことを手を挙げていくという方向が示された時に御質問申し上げましたけれど、やはりその前の事務的な打ち合わせというのが1番大事なかと、こんなことを思っているのですね。各市町との。

何の課題があって、何がやはり協定を結ぶことによって、その課題が解決できるかどうか、そういう問題がやっぱり今の現状の課長の御説明でも、明らかにはされてないわけですよ。どんなメリットがあるということがね。

自立圏構想としてやる場合に、やはりそのメリットというのはすごく大事なと思うのですね。

近隣の市町ということになった場合に、やはり伊勢市に頼り頼られということがあるとすると、そのあたりのことをある程度詰めながらいくとなると、今の順番からすると協定をして、課題を詰めていくということなのですけれども、我々は民間の計画でも協定でもそうですけれども、これから進んでいく時には、こういう課題を、こういう協定をすることによって解決できますよね、ということの話があって、相手方もその話を吞んでくる。

こちらも、それなら我々の方も随分こう協力できるしメリットがありますよね、ということがあって協定を締結していくわけですよ。

今のやりとりでは若干そのあたりのことが逆ではないかなと。協定をした中で、隣接地の市町との、例えば協定をして、それから課題解決のための議論をしていくというような形にちょっと見えるのですけれども、そのところをもう少し説明をしてくれますか。

◎佐之井久紀委員長

行政経営課長。

●大西要一行政経営課長

事務的なところを、県民センターさんの御協力もいただきまして、管内ではございましたが、今連携しているということは課題があってということですので、そのへんの確

認と、今後、協定を結ぶに当たりましては、具体的な取り組みということになりますので、現在、準備部会というか、セクションごとに今後、連携に向けて、協定に向けて、関係市町と事務レベルで協議を始めているところでございます。

◎佐之井久紀委員長
宿委員。

○宿典泰委員

やはりそのあたりのことは、将来に向けて、今は損得とは言えないけれども将来に向けて、この南勢志摩地域、伊勢地域がどういう発展をするかというビジョンを立てて欲しいわけなのですけれども、そのあたりへ移行できるような協定でなければならないと思うのですね。

あまり小さなことを詰めるために県民センターに中に入っただきながら、いろんな物事を決めていくということだけでは、やはりまずいと思いますし、私が申し上げたように、伊勢市がやはり宣言をするということは、それだけのやはり覚悟と予算もきちんと入れていくのだと。この地域のために、というようなことをする覚悟がやっぱり要ると思うのですね。

覚悟が要るということは、市民の方にもそのことについてきちんと御説明もしていかなければならないと思うのです。

宣言や協定をやったから、もう何が何でもやらなければいけないというような状況で、市民の方がお聞きするようなことではいけないわけで、伊勢市内の隣接地の町であれば、隣の度会郡下の町との間の関係もすごく有利になって、今の生活圏がぐっと変わってくるというようなことが想像できるような形でなければならないと思うので、そのあたりのところはやはりこの議会のほうに、もう少し細かな情報提供をしていただいて、進捗が今どうなっているかというようなこと、それに対する予算がどういう発生をしてくるのか。

予算はないけれども、コミュニティとしての位置付けでこう変わってくるのだというようなことを具体的に見える形でお示しをしていただきたいと思いますと思うのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

◎佐之井久紀委員長
行政経営課長。

●大西要一行政経営課長

当面は協定ということを目標に進ませさせていただきます。

当然、協定につきましては説明させていただきましたが、個々の取り組みというところを表現するものになりますので、しかもこちらは本条例を決定いただきましたら、議会の皆様の議決を経るということですので、その締結前には内容を議会の皆様に御審議いただくという状況になろうかと思っています。

◎佐之井久紀委員長
宿委員。

○宿典泰委員

分かりました。

そのあたりのことを十分精査していただいて、議会のほうにもお示しをいただきたい
と思います。

私も定住自立圏構想が決して将来に負担だけが残るようなことにはならないと思うの
で、この地域の将来が少しでも見えるような形の協定なり、ビジョンというのをきちん
とお示しをていただいて、議会でいろいろと御議論させただければと思っております
ので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

◎佐之井久紀委員長

他に御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

ないようでございますので、「議案第 25 号」の審査をこれで終わります。

自由討議がありましたらひとつお出してください。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

それではないということでございますので、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

それではこれで討論を終わります。

お諮りをいたします。

「議案第 25 号 伊勢市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定」につきまして
は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

異議なしと認めます。

よって「議案第 25 号」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

〔議案第 26 号 議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について〕

◎佐之井久紀委員長

次に 3 ページから 12 ページにかけての議案第 26 号です。

3 ページから 12 ページ、「議案第 26 号 議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

本議案につきまして当委員会の関係する条文は、総務委員会の関係する条文は 4 ページの第 1 条、第 2 条、それから 5 ページの 9 条及び 10 条です。4 ページの 1 条、2 条、5 ページの 9 条、10 条です。これを審査願います。御発言はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎佐之井久紀委員長

御発言もないようですので「議案第 26 号」の審査を終わります。

自由討議でございますが、ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎佐之井久紀委員長

討議なしということでございます。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎佐之井久紀委員長

それではこれで討論を終わります。

それではお諮りいたします。

「議案第 26 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎佐之井久紀委員長

異議なしと認めます。

よって「議案第 26 号」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

〔議案第 27 号 伊勢市職員給与条例の一部改正について〕

◎佐之井久紀委員長

次に移ります。13 ページから 15 ページでございますが、「議案第 27 号 伊勢市職員給与条例の一部改正について」を議題とします。御発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎佐之井久紀委員長

御発言もないようですので「議案第 27 号」の審査をこれで終わります。自由討議、御発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎佐之井久紀委員長

ないということですので自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎佐之井久紀委員長

討論なしということでございますので、これで討論を終わります。お諮りをいたします。

「議案第 27 号 伊勢市職員給与条例の一部改正」につきましては、原案どおり可決すべしと決定しまして御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎佐之井久紀委員長

異議なしと認めます。

よって「議案第 27 号」につきましては、原案どおり可決すべしと決定しました。

〔議案第 28 号 伊勢市職員退職手当支給条例等の一部改正について〕

◎佐之井久紀委員長

次に、16 ページを開いてください。16 ページから 28 ページにかけてです。

「議案第 28 号 伊勢市職員退職手当支給条例等の一部改正について」を議題とします。
御発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

発言もないようですので、「議案第 28 号」の審査を終わります。
自由討議はございませんですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

なしということでございます。
討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

討論なしということでございますので、これで討論を終わります。
お諮りをいたします。

「議案第 28 号 伊勢市職員退職手当支給条例等の一部改正」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

異議なしと認めます。
よって「議案第 28 号」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

〔議案第 35 号 三重県市町総合事務組合格約の変更に関する協議について〕

◎佐之井久紀委員長

次に、56 ページから 58 ページをお開きください。

「議案第 35 号 三重県市町総合事務組合格約の変更に関する協議について」を議題とします。御発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

御発言もないようですので、「議案第 32 号」の審査をこれで終わります。
自由討議はございませんですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

それでは討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

討論もなしということですので、これで討論を終わります。
お諮りをいたします。

「議案第 35 号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議」につきましては、
原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

御異議なしと認めます。

よって「議案第 35 号」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。
以上で御審査をいただきます付託案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告文につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが御異議あり
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

異議なしと認めます。そのように取り計らうことに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 45 分

再開 午後 1 時 46 分

◎佐之井久紀委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔管外行政視察について〕

◎佐之井久紀委員長

それでは「管外行政視察について」を議題とします。

前回の委員会で、管外行政視察を行うということで決定していただきましたので、時期、視察先、項目については、正副委員長一任という決定をいただいております。

それで検討した結果、視察先は宝塚市と高松市。宝塚と高松です、四国の高松。

それから視察項目は、所管事務調査になっております、ふるさと未来づくりに係る地域コミュニティ活動、これについてひとつやりたいと、こういうふうに決めました。

時期は、来月の16日、17日の1泊2日で、ひとつやりたいということで、いろいろ事務局も骨を折っていただきまして、視察先の受け入れの件はオーケーという御回答をいただいております。

（「16、17」と呼ぶ者あり）

◎佐之井久紀委員長

16、17日です。

（「曜日は」と呼ぶ者あり）

（「火・水です」と呼ぶ者あり）

◎佐之井久紀委員長

16、17で宝塚と高松ということでオーケーですということ調整いただいておりますので、このことについてちょっと協議をしたいと思っております。

それではまず視察先は宝塚市と高松市に、項目はふるさと未来づくりに係る地域コミュニティ活動等に、それから時期は4月の16、17日と決定したいと思っておりますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎佐之井久紀委員長

よろしいですか。

異議なしというふうに認めます。そのように決定いたしました。

次に、これで行きますので、視察の報告書についてでございますが、視察終了後、各委員さんから正副委員長に、いわゆる所感ですね、所感の提出をいただきまして、正副委員長において報告書をまとめて提出していきたいと、こういうことに決めさせていただきたいと思っておりますが、御異議ございませんか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

意義なしと認めます。そのように決定いたしました。

委員の皆さんには後日、詳しい通知を差し上げますのでよろしくお願いいたします。

なお、宝塚では担当部局から一通り説明を受けまして、質疑をするという形になりますが、高松市についてはあらかじめ質問事項を送ると、こういうことになっておりますので、委員の皆さんにはこの月末までに質問事項を、ありましたらと言うよりできるだけ月末までに事務局へ提出をいただきたいと、こういうことをお願いしておきます。

宝塚は説明してもらってやり取りをしますが、高松のほうはあらかじめ送っておくということにしましたので、月末までに事務局へ、こういうこととということで、ひとつ提出をお願いいたします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

それではこれもちまして総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午後 1 時 50 分

上記署名する

平成 年 月 日

委員長

委員

委員